

# 平成29年度 大田市の移住・定住支援の制度の一部をご紹介します!

## 定住奨励事業

UI ターンで住宅を取得した場合に助成!

UI ターンで大田市に定住されるかたが住宅を新築または中古住宅を購入した場合に助成を行います!

**助成額** (基本額) 建物価格の20% (上限20万円)

(加算額) 子ども加算: 18歳以下の子ども1人につき3万円を加算

若者加算: 世帯主が45歳未満の場合、5万円を加算

※転入日より1年未満のかたが対象です。

※平成29年4月1日より、賃貸住宅へ入居する場合は対象外となりました。



## 多世代同居近居支援事業

多世代(親・子・孫)の同居・近居を応援!

大田市内で親・子・孫の多世代で同居・近居を始め、3年以上継続する見込みの世帯に助成を行います!

●孫は小学生以下(出産予定である場合も対象) ●同居日等から1年以内

※近居とは…直線で2キロメートル以内にある住宅

**助成額** 4万円 / 世帯 ※子のいずれかが UI ターン者の場合2万円を加算

※大田市定住奨励事業、大田市空き家活用促進事業、

新婚さん住まい応援事業の対象となったかたのいる世帯は対象とはなりません。

※平成29年4月1日より、新婚さん(婚姻1年未満)の場合は対象外となりました。



【お問い合わせ先】大田市役所定住推進課 (☎0854-83-8029)

## 保育士さんいらっしゃい奨励金交付事業

UI ターンで市内の保育施設等で就労した場合に助成!

市外から大田市に転入し、新規に市内の認可保育所、地域型保育所または認可外保育施設に就労する保育士に奨励金20万円を交付します。(1人1回)



※5年以内で転出、または保育士を辞めた場合は奨励金を返還していただきます。

※学生は住所変更を伴わなかった場合も対象とします。

【お問い合わせ先】大田市役所子育て支援課 (☎0854-83-8149)

## ふるさと大田創業支援事業

賑わい創出や商業活性化につながる起業・創業・事業承継を応援!

大田市内で空き店舗等を利用して小売業・飲食業・サービス業等を起業・創業をされる方や、事業承継される方に対して、その費用の一部を補助します。



補助対象事業: ①改修費、建築費、建物取得費、備品購入費 ②家賃、広告宣伝費

補助率: ①2分の1以内 ②3分の2以内 (家賃は原則1年間)

※①・②合わせて150万円 (家賃は月額8万3千円が上限)

※申請には商工会議所・商工会の推薦が必要です。必ず事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】大田市役所産業企画課 (☎0854-83-8073)



すべての事業について予算の範囲内での助成となります。詳細はお問い合わせください。